第5回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議(概要)

日 時:平成23年11月25日13:02~15:28

場 所:議事堂2階201委員会室

出席者:議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員(9名)

資 料:第5回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料 A 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議での検討状況資料 B 第4回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における

議論の結果

資料4-1 議会の議決権及び知事等の執行権について

<u>資料4-2</u> 他の道府県の議会基本条例における議会と知事等との関係等に 関する規定についての関連規定

資料5-1 反問権について

資料5-2 他の道府県の議会基本条例における、議員の質問等に対して知事 等によるその趣旨確認等(いわゆる反問を含む)について関連す る規定

資料 6 - 1 三重県議会基本条例第 12 条の規定に基づく附属機関、第 13 条の規定に基づく調査機関及び第 14 条の規定に基づく検討会等について

<u>資料 6 - 2</u> 他の地方議会の議会基本条例における附属機関の設置に関する 関連規定

<検討会 議事概要>

委員:只今から第 5 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始める。

前回の会議においては、テーマ 1「最高規範性」、テーマ 2「議決責任」、テーマ 3「政策形成」について議論し、それぞれ一様の結論を得た。最初に、前回の検討結果について事務局から説明させる。

事務局: 資料 A については、優先的に検討する9項目を表した一覧表を載せた。

「優先」の欄に番号が付けてあるものが優先的に議論する 9 項目となっており、 $1\sim$

3 は前回の会議で検討していただいた。4 以降が本日の検討課題となっている。

また、第 4 回のプロジェクト会議での議論結果を資料 B にまとめた。

<「資料B」の内容を読み上げ>

委員:平成21年6月の地方制度調査会における「今後の基礎自治体及び監査・議会制度の 在り方に関する答申について」を見ると、「政策形成」という言葉は当たり前のように 使われている。例えば議会の議員に求める役割等や、議員の位置付け、議会事務局の ところでも、この当時から普通に使われている。

委員:我々では「政策形成」という言葉はまだ一般化しておらず、その意味が明確ではないということでこうした結論を出したが、最後でもよいので、再度その内容をきちん

と確認していく必要がある。

資料4-1 の2ページの上から3行目に「地方自治に規定される議会」というのがあるが、ここに「政策形成機能」と書いてある。地方自治法に議会が政策形成機能を有するということが、本文なり逐条解説の中に出ていて法的に定着した言葉であるならば、検討に値するかも分からない。一度は結論を出しているが、その点については再度、調査をすることが必要ではないか。

委員:基本条例第3条第3号及び第10条関係の「政策形成」という言葉については、座長のほうで、知事との関係の中で整理いただいたと認識しており、例えば基本条例の第25条の「議会事務局」というところで、政策形成機能を強化するとかは、また後の議論と言った覚えがある。そういう認識で、あくまでここは第3条第3号及び第10条関係の政策形成についてと認識しているので、事務局における政策形成機能の話は、その項目で議論もされるだろうし、後でもう一度全部振り返ることも大事である。

委員:もう一回最後は振り返る機会を設けるので、その時に再度やる。

それでは、本日はテーマ 4「議会の議決権及び知事等の執行権について」から議論したい。まずテーマ 4 について事務局から説明させる。

事務局: 資料 4-1 をご覧いただきたい。

< 「資料 4 - 1」の内容を読み上げ>

委員:他県では、議会の議決権と知事の執行権について、「それぞれの役割を尊重し、共通の目的である県民の福祉の向上や県政の発展に努めるものとする」というような規定になっていて、三重県とちょっと書きぶりが違うが、議会の議決権と知事等の執行権を明確に書き込むかどうかが議論していただくところ。「議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定すべきである」ということで改善提言をいただいている。その課題としては、これを規定していないとそれぞれの権利が侵害される恐れがあるので、きちんと規定したらどうかという問い掛けだった。これについて随時ご意見をいただきたい。

委員:これを規定しておかないと権利が侵害されるというところを、もう少し詳しく説明 をお願いしたい。

委員:これはものすごく大事な規定だと思っており、ここを、よりきちっと書いた方がいいということで、要望として書いた。議決権と執行権の互いの役割を明記した上で、二元代表による適切な緊張関係を保持する旨を記載して欲しいというのが私の要請。 北海道の基本条例では議決権と知事の執行権をきちっと入れていて、三重県は「緊張ある関係」というが、むしろ「適切な関係」という感じなので、「適切」も入れることを要望した。

委員:了解した。

委員:知事と議会との関係が、資料 4 - 1 の 3 ページでは「管理及び執行に当たっては、議会の議決、他の執行機関との関係について配慮するとしても、すべて自らの意思決定

に基づいて行うべき」とあるが、これは執行部が自らの意思に基づいて行うべきであると書かれているのか。最後の行に、「議会が一旦決めたことは、長は異議があってもそれを拒むことができない」と、書いてあるが、執行権がある以上、議決されても、それを執行する、しないという裁量は執行権として残されていると思っていた。この2箇所の記載の違いを説明して欲しい。

事務局:執行部に関しては、自らの責任において管理及び執行に当たっては、自らの意思 決定に基づいて行うということで、上の意味かと思う。

下に関しては、やはり議会において議決されたことは、執行部は当然守るべき責務があるということで、議会の議決と違うようなことはできないという意味で書かせていただいた。

委員:議会の議決があれば、執行部はその執行を拒むことはできないのか。

事務局: そのように理解をしたが、これにはいろいろな考え方があると思うので、違うような判断もあるのではないか。

委員:上の説明と下の話が違うけど、どっちが本当なのか聞いている。上では、議決に配慮するとしても、すべて自らの意思に基づいて行うとあり、下では、異議があってもやらないといけないと書いてある。

事務局:下の方は、例えば条例の場合、知事は再議ができるので、一概には何でもかんでもということはないが、きちっと法律的に成立したものは、執行部側はそれを守らないといけないので、法令の範囲内であれば、執行する義務が法律上ある。上の方の「自らの意思決定に基づいて行うべき」とは、議会の方で定めた範囲内において、具体的なことや知事の権限に基づくことは知事が決めるということで、議会の意思決定とは違うレベルでの意思決定が、当然執行部側はある。その議会の方針なり包括的な決定をはみ出ることはまず執行部はないと思うが、これは矛盾するものではない。いずれにしても、もう少しここの文脈の意味は調べさせていただきたい。

委員:地方自治法 138 条の 2 や 149 条の規定を参考までに教えていただきたい。

事務局:138条の2は、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、 予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく当 該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行す る義務を負う」と書いてある。

149条は、「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する」として、「一・普通地方公共団体の議決を得るべき事件についてその議案を提出すること。二・予算を調製し、及びこれを執行すること。三・地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金または手数料を徴収し、及び過料を科すこと。四・決算を普通地方公共団体の議決の認定に付すこと。五・会計を監督すること。六・財産を取得し、管理し、及び処分すること。七・公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。八・証書及び公文書類を保管すること。九・前各号に定められるものの他、当該普

通地方公共団体の事務を執行すること」と定めている。

- **委員**:条文と一緒に示してもらうと違いが分かる。149条の列挙されたことをするに当たっては、執行機関が議決された内容を拒むことはできない。138条の2については、議会の議決に基づくことだけど、細かな内容については誠実にそれぞれの判断でやりなさいということが書いてある。条文を並べてみないと判りにくいので、関連する条文を配っていただきたい。(関連条文をコピーして配付)
- **委員**:列挙したものについて、執行を拒むことはできないということなら理解できるが、 執行権というのは、議会がそれを求めたとしても 100%やるという義務はなく、むしろ 議会の決定があったとしても、それを執行するかしないかの責任は執行部にあるので はないか。再度、法的な確認は後でしておいてもらいたい。

この知事との基本的関係の中に、議決権と執行権がそれぞれ特徴を持った役割があるので、この分を加えることを要望したい。それと、「常に緊張ある関係」は、ずっと使われてきたし、時には協力、時には対峙すると言うが、他県の条例を参考にしながら、「適切な関係」とするのも一考に値すると思うので、この点についても議論して、結論を出してもらいたい。三重県議会の「常に緊張ある関係を構築し」という部分の表現が妥当かどうか。

- **委員**:自治法である程度議決権ないしは執行権は明確になっているとはいえ、基本条例の中にも、「議決権」、「執行権」という言葉をしっかり入れていく方がいいという印象は受けた。それと、「知事等と常に緊張ある関係」については、例えば8条1項はこのままにしておいて、2項に「議会は議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ」というように「適切な関係を保持しながら、議会活動を行わなければならない」という形で入れる方がきれいに収まるという印象を受けたので提案したい。
- **委員**:他県の基本条例では、「議会の議決権と知事等の執行権」を記載しているが、<u>資料4</u>
 -1 では、どこにも「議会の議決権」と書いてない。この議会の議決権と知事の執行権というのは、地方自治法でいうところの何か対立する概念みたいなものなのか。あくまで議会は住民の代表機関で、議会が有する機能は議決権だけではないので議決権だけを取り出して言うのはおかしいと思うが、何故この議決権と執行権について他県の議会は規定しているのか。
- 事務局:地方公共団体に議決権を有する議会を置くというのは憲法に定めがあり、地方公 共団体で議決機能を持っている唯一の機関は議会で、その根本的な機能として一番特 筆できるものとして、議決権が特出しされていると思われる。

執行部は大きな組織を持ち、トップは選挙で選ばれており、対立とまで言う必要はないが、大きな機関ということで二つを挙げていると思われる。

委員:憲法で地方自治の第8章では、地方自治の本旨に基づいて法律を定めよということを規定している。地方自治の本旨というのは「団体自治」と「住民自治」であり、団

体自治というのはあくまで執行部に帰属し、住民自治が議会に帰属していくので議会 は住民の代表機関であるという理解ではないのか。

それを、ことさらに議決権だけを取り出すのも違和感がある。最終的には議決でもって住民の意思を示すのかもしれないが、議決権だけではないので、条文上、書くようなものなのか。

委員: 第 96 条で議決権は議会の権限中、最も基本的であり本質的なものであると規定されているのではないのか。

事務局:議決する項目が書かれているということ。

委員:「最も」なので、他にもたくさんあるのかも知れないが。

委員:地方自治法第96条の規定というのは、議会はこういうものを議決しなさいと書いてあるだけで、96条の2が追加していいと書いてある。あくまで議決をするという仕事は、議会の中の一つの権能である。実際の行為では議決なのかも分からないが、それよりも総論としての住民の代表機関という方が、本来、議会の役割ではないか。

委員:この部分は執行機関と議会という違う権限権能を持った二つがどのように協力し、また対峙してやっていくかを分かりやすく書いた方が、議会の役割やなすべきことがはっきりする。お互いの権限機能をきちっと出して比較し、お互いにバランスよく連携しながらやっていくという方が分かりやすい。議決権や執行権だけで代表されないというのであれば、それも一理ある。

それから、どこの県も「二元代表制の下」と規定している。二元代表制というのは、お互いが県民代表機関と位置付けされていること。知事は住民代表機関ではない。住民代表、県民代表機関というのは唯一議会だけであり、そういう意味では「二元代表」という言葉もきちっとした意味付けとか整理がなされていないまま漠然と使われている。住民代表機関は、唯一議会であると言い切れるか分からないが、少なくとも知事執行部よりはレベルの高い住民代表機関であることを、この機会にきちっと決めることができれば、この基本条例の中にそういう表現を書き込んだ方がより良い。三重県政を「三重県丸」という船に例えれば、知事が船長だと。我々は、その船主である県民の総代で、ここで議会をやっている。だから、「三重県丸」の所有者である我々総代と、180万人の船の持ち主である県民たちが直接選んだ船長さんがいる。こういうように考えた方が分かりやすいのではないか。「CEO」という最高経営者の肩書があるが、その経営を委譲するCEOとして知事はいるのであって、三重県のオーナーはあくまでも180万人県民、そしてそこから選ばれた約50人の株主総代がいる。このようなこととすると、我々の方が代表機関であり、その安全な走行と航路の責任を負っている唯一の船長が知事である。

委員:議会は議決権、知事は執行権という二項対立的な書き方が、果たしてすべてを言い表しているのかという疑問について引っかかっている部分があって、他県の条例に対して違和感があったので、ことさらこれを出すのはいかがなものかという意見に近い。

議会が住民の唯一の代表機関であるかどうかについては、知事も選挙ではなくて、 CEOみたいな議会が執行のトップを指名するニュージーランドやオーストラリアの ような体系だったら、多分それは正しいであろうが、日本の場合は、長も選挙で選ば れ、地方自治法 148 条で長は事務を管理し執行するという執行権を明確に書かれてい るところからすると、そこまで言い切ってしまうのは恐い。だから「議会が唯一の住 民の代表機関として」という書き方は、かなり議論があり、知事のサイドからすれば 「ちょっと待ってくれ」ということになるという気もする。

現在の基本条例の 8 条については、その内容も踏まえて書いていると理解してきたので、基本的にこのままであとは「不適切な関係」を加えるかどうかの議論でよいのではないか。

委員:第8条に関しては、緊張ある関係を構築し、監視・評価、政策立案、政策提言をするんだという書き方をしていて、8条だけを見ると、例えば議事機関とか議決機関とかを入れる、入れないという話になってくるが、この第4章を見ると、やっぱり8条で監視・評価と政策立案・提言を行うんだと言って、その後、9条、10条でそこをさらに説明しているという流れがある。この流れも考えながら、8条をどうするかという考え方もある。

例えば神奈川県の13条「知事との関係」でも、その13条を示しながら、その前の8条「議会の役割」というところを役割としてやりなさいと結構しっかり書き込まれている。そういったことを考えると、緊張ある関係の上での監視・評価、政策立案・提言だということが書かれている部分は、議会は議決機関で議決権があって、執行部は執行権があるんだということになると、この9条、10条もどう書くかという流れが少し変わってくる。

そうすると、いわゆる議決権や執行権というのを、「緊張ある関係を構築」という言葉に置いておくとか、「立場や権能の違いを踏まえ」というところに置いても、そこで読み込んでもいいのではないか。8条をそういうふうに変えていくと、4章の流れがすごく気になってくる。

この「監視・評価」の「評価」というのが、審議することによって評価をし、その 結果として議決行為があるんだというところまで読み込めるのか、そこは確信を持っ て言えない。

委員:多分委員のこだわりは、「常に」という言葉だと思う。「常に緊張ある関係」なのかと。

委員:この「緊張ある」ということが、時には友好、時には協力も入っていると考える。 友好・協力の中にも緊張ということは言えるから、緊張ある友好関係ということも分 かる。しかし、普通に読むと、常に緊張だけだと何か刺々しく張り合っているような 意味があるので、もう少しこの機会に表現としてより良いものがあればよい。

委員:そう考えると、「議決権」とか「執行権」とか書くと、よけい刺々しくならないか。

委員:今、神奈川県のことを言われたが、議会の役割として、議決権や議事機能というのは書かれているのか。

事務局:(神奈川県議会基本条例)第8条、県議会は、前条の使命を果たすために次に掲げる役割を担うものとする。1、議事機関として県の意思決定を行うこと。2、自治立法権の担い手として政策立案等を行うこと。3、意見書決議等により国等に意思表明を行うこと。4、知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。5、議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。というのが第1項で書かれている。第2項で、県議会は、議員及び県議会の役割を十分に果たすため、他の地方議会等との連携の下に必要な法制度の見直しに向け不断の努力を重ねるものとする。第3項で、県議会は、第1項の役割に必要な自らの政策立案機能の充実及び議員の質の向上に努めるものとすると書いてある。

委員:一緒のことをもう一回繰り返して書くことは、強調したい時しか書かないというのがあったから、三重県も書いてないし、ほとんどの県は書いてないけれども、多分、神奈川県は強調したかったから書いたという解釈だろう。もう一回この件は文献等で確認をする。議決権と執行権が互いの権能の代表的なもので、それが対立とは言わないけれども、緊張関係にある素(もと)みたいなものであればこの書き方はよく分かるけど、そうでないのだったら、あえてこれだけ取り出していろいろ言うのも変な話だという気はする。そこら辺が、法の解釈ということになるので、少し調べて欲しい。

それに引き続いて、他県の例を見ると「対等かつ緊張ある関係」とか書いてある。 その緊張ある関係というのは、対峙する概念ではないとは思うが、「常に」まで言うと、 ちょっとニュアンスが出るという感じがしないでもない。そこの書き方を一度調べて いただきたい。

委員が言われているのは、議会と執行部との関係が常に緊張ある関係、対立するような概念ばかりじゃないはずで、もう少しうまい表現があって然るべきじゃないかということを言われていると理解している。

委員:そういうことであり、北海道が使っている「適切な関係を保持しながら」という表現があるが、勿論、緊張も大事だから、「緊張ある適切な関係を」ということにするとか。

それと、「対等」ということも他県で使っているが、これは「対等」ではない。二元代表制とはいえ、まったく違う機能と立場があるから、「同じ」ということは使わない方がいい。「二元代表制の一翼」という言葉も使わない方がいい。我々は、あくまでも代表機関としての誇りと責任を背負っていくべきで、決めたことを執行せしめる立場であるので、執行機関と対等である必要はないし、そうでないようにきちっと書き込んだ方がいい。

委員:そこの書き方を、次回までに調べてもらえるか。

事務局:他県条例の逐条解説などを引用したい。

委員: 三重県の逐条解説も非常によくできているので、それも併せて比較できるように示して欲しい。基本的には国の与野党とは違うというところからの発想もあるので、「常に緊張ある関係」という言葉が出て来ているという気がしており、それを見ながら、議論するといい。

委員:この件に関しては、次回にもう一回議論をしたいので、他に意見があれば今のうち に言って欲しい。

委員:知事との関係は、第 4 章全体で構成されているので、それを見ながら議論をしない といけない。

委員:議決責任も宿題になっており、これは最後に検討してもいいのではないか。 講師を呼ぶ予定のところでやればいいと思う。

委員: 皆さん、どうか。

一同:「異議なし」

委員:それでは、最後の方に回させていただく。

次、テーマ5について、まずは事務局の方から説明させる。

事務局: 資料 5 - 1 をご覧いただきたい。

< 「資料 5 - 1」の内容を読み上げ> 次に<mark>資料 5 - 2</mark>をご覧いただきたい。

<「資料5-2」の内容を読み上げ>

委員: 随時発言をお願いする。

委員:(資料 5 - 1)3の論点を確認したい。(2) 「執行部の質問等についてどの程度まで認めるのか」という程度とは、役職の誰のところまでか。

事務局: いわゆる質問の内容について、確認程度に留めるのか、それとも反論に至るまで認めるのかということの論点である。

委員:趣旨を確認するものを「反論」ないしは「反問」と言うのか。確認することすらダ メだということであれば、反論はダメだということになる。まずその確認をする議論 をすればいい。

委員:反問権について意見を出された委員の趣旨は、例えば質疑等の趣旨を確認するぐら いのことなのか、徹底的にお互いに議論するというところまでなのか確認させて欲し い。

委員:質問の趣旨確認発言ということは当然必要だし、できるので、それを基本条例の中に書き込んでいったらどうかということで申し上げた。ただ、今の説明の中で、「反問」と「反論」が出てきたので、そこの意味をもう少し質疑させてもらい、詳しく聞きながら議論したい。

委員:予算決算常任委員会など事前通告のない場合に、議長または委員長の許可のもと、 論点整理などの答弁に必要な範囲内で、質疑等の趣旨を知事や部長などが確認できる 反問権の導入を検討してみてはどうか。

- **委員**:他の都道府県条例を見させていただく中で、三重県に反問権が規定されていないということで意見を書いた。やはり委員会や全員協議会等、事前通告のない中で、質問の趣旨確認は必要でないかと。
- **委員**: いわゆる通告制のある一般質問等に関しては、反問権までは必要ないと考える。確認的な反問権であれば、そこまでは反対する必要はない。しかし、一般質問等でいわゆる反問権というところまでいくのであれば、何のための通告制かというのはあるし、もともと、執行部と議員は持っている情報量や職員数が違う。そこの条件整備は絶対に要ると感じている。
- **委員**:確認的反問権みたいな話から議論をしてはどうかという提言があったので、それでまずやりたい。事務局に確認だが、今、質問を確認するという行為は認められているのか。
- 事務局: 平成 18 年 6 月頃に予算決算特別委員会の見直しで、総括質疑の発言通告制の廃止ということが提案され、その中で、「答弁者は、質問者に対して質問の意図や趣旨を確認することができるものとする」という正副委員長案が出されたが、各会派に持ち帰って検討された後、この項目が削られている。ということは、この確認というのはしないということが決定されたと解している。
- **委員**:その時の記憶では、反問権を認めないという意味で削ったのでなく、そもそもある だろうということ。執行部はそもそもいつでも確認できるし、過去にもしているのだ から、わざわざ書く必要はないということで削ったということである。
- **委員**:これは前提となる大事な話だが、実際どうなのか。これは何もどこにも規定はない ということか。

事務局:はい。

委員:議会運営上、いわゆる質問趣旨確認的なものを「反問」と言うのか、「確認」と言うのかは別にして、要素は当然あるという前提で、議会は運営されているのではないか。 それと、反問と反論ではちょっとニュアンスが違う。各委員の意見を見ると、例えば 事前通告のないという前提でいけば、委員会等に絞られていく話ではないか。

それをこの基本条例にまで書き込めるのかどうかというと、要するに議事運営上あるという理解がされていて、その範囲であるということであれば、書き込む必要まではない。それを越えて、例えば一般質問まで反問できる、さらには反論までいくんだったら、また別の議論だが、このぐらいでもういいということであれば、それを越える必要はない。

委員:予算決算常任委員会の総括質疑についてのことであれば、基本条例に書き込む内容ではない。本会議に関わることであれば、このプロジェクト会議で議論をして決めていかなければならないが、これは議会運営委員会の方でどうだったかの再確認をし、これからの対応をもう一度確認しないといけない。

ただ、予算決算常任委員会の総括質問で質問の確認ができるにしても、それは委員 長の許可だけは受けていく必要がある。

委員:実際、この間の9月会議の場でも、本会議上の再質問に対して知事が壇上で、「こういうご質問の意味でしたよね?」という聞き方をして、その場で「うん、うん」といううなずきがある中で、実質確認をしているという事実があり、性善説に立って良い知事であり良い議員であればいいが、行き過ぎた議員や行き過ぎた首長が出て来た場合も想定して条例を考えた場合、あえて確認できることについては、首長は質問してもいいということを基本条例に書いておく必要性もあると感じている。

常任委員会を中心に事前通告がないということを当然想定しているが、本会議で一問一答を使った場合、特に再質問で執行部としてもびっくりするような話が出てくるとか、事実確認ができないようなことが出てきた時とかがあることを想定すると、知事の側にも一定確認する権限を議長の許可を得てやっていただくというルールを決めておく必要がある。一方、知事から質問の趣旨確認の限度を超えた質問をさせないようにする意味でも、明確に条文で規定しておく必要があるのではないか。

- **委員**:この会議で、反問権が質問に対する論点整理の確認などの手段ということが確認し合えても、「反問権」というものの幅が、反論権も含んだ大きな意味であるならば、いずれ将来一人歩きして、「反問権がある」と広い意味の捉え方となっていく不安もある。
- **委員**:それは議会運営上の原則における質疑質問の趣旨確認という範囲を越えないということであれば、執行部側における質疑質問の趣旨の確認を認めるということぐらいではないか。だから「反問権」という言葉は逆に使わないということになるという気がする。
- **委員**:議論を集約していくために、本会議で質問の趣旨を確認するという行為は、すでに あるのかも知れないが、認めていくのかどうか。まず本会議においてその質問の趣旨 等を確認するところに絞りたい。
- **委員**: 質問の趣旨を確認することについて、皆さんがいろいろな表現をされているが、「質問確認権」とか言葉を一つにした方がいい。
- **委員**: 質問の確認をする確認権、それを本会議ではどういう取り扱いにするか。常任委員会だと一般的に既にされている気がしないでもない。総括質疑ではあまり記憶にないが、実際に本会議場では何回か見かけたので、それも今まであったという気はしないでもない。
- **委員**: この際、そういう質問確認権は、そもそも執行部が持っているものであって、我々議会でどうこう言うことではなく、向こうが使うかどうかの権利の話なので、向こうがそもそも持っているということで、意思統一ができるなら、あえて規定する必要もないし、そのことをもう一度、議会運営委員会の場とかで確認する必要はあるかも知れないが、そもそも持っているという解釈でいい。事実そういう運用がなされている事例が多い。

委員:もともと持っていたけれども、運用する機会が少なかったということではないか。 ただ、その許可が要るか要らないかという話はある。

委員:まずは既にあるという話ならば、それで進めていくが、それでいいか。

委員:短い執行部の経験からすると、ないものだという前提で考えてきたので、今、そこまで三重県議会って開けているのかと、改めて驚いたところだ。だが意地悪な部長なり知事だったら、「ここの事実はこういうことでこうですね」と議会から言われた時に、「その事実をおっしゃっているのは何々さんという方で、この方は偏った意見の方で、こんなことにも賛成しない方のこういうご意見をおっしゃられているんですね」という聞き方を例えばされた時は結構キツイ。勿論、今の部長さんや今の知事がやっているという意味ではないが。

委員:今までの議会常識では、議員に対して、特に本会議のような場で執行部が議員に質問するということはなかったが、こういうことに限ってはできるということであれば、 それはきちっとしていく必要がある。条文に入れるのか、運営規則に入れるのか、議会運営委員会で確認していくのか、いろんな方法がある。

委員:確認的趣旨の範囲を越えていないから、そこまでのことを執行部側が持つ権利として書くのかどうかという問題はある。明記せずに、執行部側がいろんな議論をやり取りする中で、執行部側の範囲として考えて確認をする時はすればいい。要するにそれを議会基本条例という議会の基本原則の中に書くまでのことでない。これだけ反問権が全国的に話題になっている中で、批判を受けるようなことになるかも知れないが、いたずらに執行部側の権利をここに「反問権」とか「趣旨確認」みたいな部分で明記するのでなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したい時はすればいい。

委員:この基本条例には、「議会は」とか「議員は」とかいう主語はあるが、「知事は」とかいうのはない。違和感もあるが、せっかくこれだけ議論したことなので、例えば議会運営規則とか別のところで、今議論した質問確認権的な部分はあると、どこかに明記しておく方がいい。今いるメンバーの議事録として残ったとしても、書いてある、書いてないというところの違いはあるので、同じ議論を 10 年後にする必要がないように、基本条例に載せること自体は違和感があるので、知事との申し合わせでもいいが、明文化したものを残しておくべきである。

委員:そうすると、「知事及び執行部の、質疑質問等における確認的作業を議会の側は否定するものではない、それをも排除するものではない」くらいで規定する感じか。

委員:私は反問権はないと思っている。既にあるなんてことはもってのほかと思っている 一人だ。何のための発言通告があるのかと突き詰めれば、発言通告は要らない。議会 の体制と執行部の体制がまったく違う中で、発言通告まで求められてやるやり取りで、 確認を取ろうが何だろうが、反問権なんていうのは一切認めるものではない。確認す るという意味合いは別に否定するものではないが、取り立てて「それはある」と言う ものでもない。これは各議員の温度差が随分違うかも分からないので、あえて基本条例には書かないということで整理をさせていただきたい。

委員:今の基本条例に書かないというまとめ方はよく分かるが、執行部にそもそもあるから書かないのか、ないから書かないのなら、私は書くべきだと逆に考えるので、そこは整理しておいて欲しい。大多数の今の議論で、そもそも質問的な確認権ぐらいはあるという解釈のもと、あえて書く必要はないという結論になったといういき方と、そもそもないから書かないという結論は大きく違うので、個人の趣向が入るのは別として、まとめておいてもらわないといけない。

委員: 反問権がないと言っているのは 2 人で、もう既にあると言っているのが 7 人いる。 まだ一つにまとまらないというつもりで言った。

委員:1問目は通告制なので、いきなり答弁者が1番最初に「質問の趣旨はこうか」と聞く ことはないと思うが、再質問以下は何があるか分からないので、確認したいことは出 てくるのではないか。

委員:条例に書かない方がいいのかという気もするので、別のところで何か明文化しておいていただきたい。

委員: それは結論になっていない。

委員: 質問的確認権をわざわざ基本条例に書く必要はない。結論はそうだが、そもそもそれは執行部にあるから書く必要がないと言うのと、ないから書く必要がないと言うなら、多分そもそもあると思っている人は、「反問権」という言葉じゃなくて、「質問的確認権」という言葉で何らかのことを、どこかへは書くべきだという議論になる。そこはあるから、でも条例には書く必要はないという確認にしてもらうまとめ方をお願いしたい。

委員:確認権とか反問権とか権利の話になってくると、奥深い話になってくるので、そこまで立ち入らないほうがいい。今は条例に書くかどうか、要するに条例をどうするかだから、そこまで立ち入ると、これは議論が尽きない。

確認的行為を行うのは、もっぱら執行部がそのやり取りの中で判断すればいいだけの話であって、権利としてあるのか、ないのかとかいうところまで問うのはもういい。 その上で、条例に書くのかどうかということに関しては、概ねそこまではいいとなったところで、もう収めたらどうか。

委員:収めるとかじゃなくて、確認はきちっとまとめておいてもらわないと、今後同じような議論をぶり返すといけないということで申し上げている。

委員:今後、議会の中でそういう議論になった時に、確認的にするということを議会として了解するかは、そんなことはないのではないか。議員の質問の仕方が悪いのかも分からないが、我々は住民の代表としてここに来ているわけで、それを執行部の役人に「こういうことが言いたかったんですか?」と聞かれるような話じゃない。そういった行為自体を「いいですよ」と言うのはどうかと思うので、それを一つにまとめよと

言われても、そうそうできるものではない。

委員:話を深める意味において、交通整理的な確認的行為を向こうが限られた時間の中で行いたいということで、向こうの思いとしてやるのは、そちらの判断で、やり取りの中でやればいい。執行部が、県民から選ばれた議員の意見を馬鹿にしたように確認してくるようなことはないと思う。

委員:今のまとめで了解した。

委員:もう一度整理をさせていただくが、この場の議論としては、条例に書くか否かという整理をまずさせていただき、その中で、こういった権利があるか否かということについては、執行部に属する話であって、議会として今の段階では議論しないことでよるしいか。

委員:条例に書かないというのはいいが、このまま放っておいていいのかというのは、ちょっと気になる。というのは、もともとあるという意見と、もともとないという逆の二つの意見が曖昧な議論のままある。

だから、もともとないからすれ違い等も許される。「確認しようがない。議会の皆さんのご質問を確認する術がないから、すれ違い答弁だって仕方がない。私はそういう認識をしたんだから」と知事は開き直る。果たしてそれが住民に開かれた議会としていいのかどうかというのは、そういう逃げ道まで与えてしまうことにもなるし、かと言って、議会の側が知事に「あなたにこの権限を認めてあげますよ」というものでもない。そういう理解もしてきたので、結論的に言うと、やっぱりどこかに何かこの議論をした印を残しておいて欲しい。

委員:基本条例には書かないという結論には賛成。今後のことについては、我々のプロジェクト会議を離れて、議会運営委員会の方で結論を出してもらうべきではないか。

基本的に質問権は執行部側にはないが、必要に応じて質問の趣旨を確認するときは、 議長あるいは委員長に申し入れをして、状況判断に任せるということになると考える が、その辺を議運マターとして結論を出してもらいたい。

座長:このプロジェクト会議から議会運営委員会にその旨の申し入れを行うということでよろしいか。

一同:「異議なし」

委員:では、そのようにさせていただく。

委員:一つ提案したいが、例えば本会議において議提条例に縛ってだが、知事の反論権は認めるというようなものを入れてはどうか、議提で出したものに知事にも反論する機会を認めるということぐらいは書いてもいいという思うが、それについても賛同いただけるようだったら、そういう今の反問権の議論とは別で、確認というんじゃなくて、議提議案についての知事の反論権についてどう扱うかということだけ、ぜひ入れたい。

委員:それは議提議案を上程した時の部分だけ、知事と執行部に認めるということか。

委員:要は賛成・反対の討論に参加する権利を知事も持つべきではないかなということ。

委員:議提議案を議決する段階においてか。

委員:議決する段階において。勿論、いろんな委員会等々で執行部も交えて議論するので、 本会議において知事が討論に反対の場合だけ参加してくるから、議提議案を作ってい く中において考えておいてもいい。

委員:議提議案として条例を出した段階において、執行部側がそれに対して反対的意見なりを反問権として言うのは、それで条例がもしできていった場合、後味が悪い。その前の作成の段階において議会と執行部側の協議の場みたいなものを、例えば全協等で設けて、協議の場でオーソライズをされたうえで出すべきでないか。

例えば特別委員会とか検討会とかで議提議案を作っていく時、どこかで執行部との協議の場をその検討会なり特別委員会がもってやるというふうにして、その上程の場でというのは、県民の利益に係わる話で、その議提条例に基づいて執行していくのは執行部だろうから、それに対してもっぱらそこで反対的反問をさせるというのは、何か後味が悪いような気がする。

委員:今まで多分なかったと思うし、その権利が仮にあったとしても、そんなにしょっちゅう使われるものとは想定していないが、これからのことを考えた時に、我々は事前の協議をするのは当然、今までもやっているし、これからもやって行くので、議論は深めていくと思う。さっきの議決権の問題じゃないが、最後は議会で議決する時に、我々もやっぱり賛成・反対の趣旨を明確にして、討論に参加する権利を得て、それで採決をする。その採決がそれだけ重いということならば当然だと思うが、やっぱり議提議案に関しては、知事にも参加する機会があり、自分の主張を述べる機会はあってもいい。それを使う、使わないの判断は勿論知事がするわけで、後味が悪いと言われれば、そのことも含めた上で知事は政治判断をするべきことであって、後味云々の問題ではなくて、制度としてそういう仕組みがあるべきではないか。

例えば、最近の新聞で書いてあったのは、再議を首長がやる時の理由としては、議論が中途半端に終わったとか、そもそも議論がされていないということで、名古屋等の例が裁っている。

そういうことで、議提議案でやる場合において、反対討論を考えておく必要が本来ないことかも分からないし、後味の悪いことかも分からないけど、最近こういうことが事実起こっていて、そういうことも含めて制度を考えておく必要がある。この機会に三重県議会として、そういう制度は作っておくべきということで、提案させていただいた。

委員:議会基本条例を作る時だったか何かの時に、知事と議会との協議の制度化について 議論があって、それで実際、知事と二元代表のメンバーも全協室で議論したが、そう いう意味では制度化はされていたのではないか。常設ではないかもしれないが、申し 入れてできる規定は確か作ったのではないか。

委員:会期の議論であった。

- **委員**:私は常設論者だったが、常設する必要はないという意見で、その時に知事からも申し入れることができるし、議会からも申し入れることができるということになっていて、それを決めるか、決めないかはその時々のトップ同士の話し合いで決めていくというルールはできていたのではないか。
- **委員**:会期についてさまざまな議論をした時に、知事が執行権に抵触するということで申し入れをしてきて、お互いの申し合わせ事項のいくつかの中に、常設の協議機関を設けて欲しいというのがあったが、それは議会側としては認めないこととなった。しかし、その時々において協議の申し入れがあれば、その場は作ることはやぶさかじゃない、そんな議論ではなかったか。

その議提条例等を議会側が作っていく中で、こちら側から協議の場を設けようとやってもいいし、例えばその内容が明らかになってきて、執行部側から議会側に協議の場を申し入れたいということ、そこまでは排除するものではないと思うし、やっぱりそこで十分議論をするべきであって、いわゆるそれが成案になってから云々ということはどうか。

それと名古屋市議会において、市長がワッと言った時に、議会の側が急遽、申し入れも何もなく、議提条例だからと言ってポーンと作ったという経緯があったのではないか。

それを見ていて、お互いに影響することは事前に協議したらいいのにという感想を持ったが、そういうことをお互いがし始めると、反問権も一緒になってくるという議論にまたいくが、三重県においては、協議の場というものをお互いが申し入れることによって、そこで県民の利益のために柔軟な議論をするということで落ち着けた方が、三重県らしいという気がする。

委員:その協議の場を何となく記憶しており、常設に対してノーと言った記憶は残っているが、申し出によって受けるということまで記憶が残っていない。結構そういうことはあって、先の反問、質問確認権もそうかも分からないが、ある程度残しておく必要がある。

我々は本会議で最後の賛成・反対の意思表明をして採決をするのが一番大事であり、 議提条例を三重県議会は進めていく以上は、知事の態度を表明する権利は、反論の場合だけでも、与えてもいいのではないか。そもそも協議を事前に向こうから言われたら、受けるルールが三重県議会にあるという認識を持っていないが、そのルールがあるということを明確化しておくのも一つの方法。

委員:この議論をここでやっても進まないので、その時の議事録とか申し入れのやり取り 等を紐解いて、次回にしたらどうか。

委員: 言われる「制度」は、議定議案の時にそれぞれ賛成討論、反対討論を議員はできる けれども、知事もその討論に参加できる制度を作ってはどうかということか。

委員: 多分賛成の時は参加してもらわないので、反対の場合のルールだけ作ってはどうか。

委員:ものすごく大きな課題の提案である。議提議案ということに限定すると言っても、これが一番この議会と知事とのやり取りの重要な場面なので、これがすごいウェイトを占めた問題である。

宮城県議会は反問権を何でも認めると言っている。四日市も反問権については何でもいいという言い方をしている。それから鹿野町においては、審議と緊張を踏まえるけれども、それは反論することができるんだと、もうそのレベルまでをどうするかということになってくるのではないか。

議員の意見は、政策提案という県民の声を否定するような言を果たして公式の場でできるのだろうか。その場で、「前向きに検討する」とかいろいろな答え方のレベルがあるみたいだが、そういう中において答弁する場合もあるが、知事なり執行部の意に添わないものが結論として議提条例で可決されたとしたら、その執行を拒否あるいは再議にかけたらいい。そういうように執行部としては議会に対して意思を表していくべきであって、本会議場に出てきた議提条例とはいえ、県民代表が進めてきたものに対してそれを真っ向から否定していくようなことは、本来的にやるべきではない。

本会議場で提案されるまでに協議の場といったものを前段で十分でき場づくりを工 夫していくべき。

- **委員**:その討論の場に参加するのは、果たしてどういう意味があるのか。例え成案になる前において、それを執行部側が意見を言うことがどういう予断を許すことになるかということと、どういった意味があるのかということ、さらには県民の代表である議会が議提条例を作った場合、そこで討論する云々よりも、もし本当に言いたいんだったら事前に協議もしてきた上で、したいんだったら、議決された後に議長に対して発言を求めて、言えばいい。もし言えたとしても、その範囲ぐらいではないか。それ以上のことは多分言わないだろう。討論に参加できるとなってくると、議事運営上のテクニカルの話も含めて考えていかないといけない。
- **委員**:議会運営上で言うと、議場での発言は、本来、議会は執行部を呼ばなくていいが、「呼ぶことができる」ということで呼んでいて、しかも「答弁を求めることができる」となっている。討論に参加したいというのは、相当の手続きをやらないと難しい事務局どうか。
- 事務局: 先ほどの議会と知事の協議の関係で書類があったので、今から配らせていただく。 4年前の会期に関する検討プロジェクトチームの検討結果報告書が出されていて、16 ページに、第5番目として知事から申し入れのあった協議の場の設置については、常 設的なものとするのではなく、その都度必要に応じて議長が決定する報告がされている。
- **委員**:結論的に言うと、議会改革推進会議のプロジェクトチームの方からの報告書の中に あるものであって、知事から申し入れのあったものは、常設的なものではなく、「速や かに協議する」だけで終わっているので、申し合わせ事項なり、議会必携にはまだ載

っているものではない、決め事じゃないということ。

委員:この内容を踏まえて、今、会期のプロジェクトの方で議論していただくということであれば、そこでの議論に任せて、極端なことを言えば議会に執行部は呼ばなくていいというところまで遡ってしまうと、むしろ知事等にそういう発言の機会を与えることを条例に書いておかないと逆に思ったりもする。本来呼ばない、議会がそういう独善的なことをやるとは考えられないとはしても、そのことが可能なのであれば、本来のルールから言えば書いておくべきという気はするが、今回、それにこだわる必要もないので、会期のプロジェクトで事前の協議の場が設けられ、議提条例について知事もそれなりの発言ができると担保されるのであれば、その議論の推移も見守った上で、議論させて欲しい。

委員:この件について、他にご意見はないか。 今日はここまでとさせていただく。

(15:28終了)